

令和5年7月7日からの大雨災害に係る義援金の配分に関する会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市地域防災計画に基づき、令和5年7月7日からの大雨災害による被災者に対し寄託された義援金の配分基準等を決定するに当たり、意見を聴取するために開催する「令和5年7月7日からの大雨災害に係る義援金の配分に関する会議」（以下「会議」という。）の構成員及び運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、令和5年7月7日からの大雨災害による被災者に対し寄託された義援金を、公正かつ適正に配分するための基準及び方法等について、会議の構成員から意見を聴取することを目的とする。

(役割)

第3条 会議の構成員は次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 義援金の配分基準及び配分方法に関する事項
- (2) その他義援金に関する事項

(構成員)

第4条 会議の構成員は社会福祉活動を行う団体等のうちから、保健福祉局長が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は選任の対象外とする。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と密接な関係を有する者

(任期)

第5条 構成員の任期は令和7年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第6条 会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は構成員の互選により定め、副座長は構成員の中から座長が指名する。
- 3 座長は会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 会議に関する庶務は保健福祉部保健福祉総務班（保健福祉局総務部総務課）において行う。

(守秘義務)

第8条 構成員は、知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月8日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。